

目的・基本理念

目的
住宅の建設に関し、総合的な計画を策定することにより、その適切な実施を図る。

目的
住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、基本理念等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、豊かな住生活を実現

責務

責務
国及び地方公共団体の施策の策定・実施の努力義務

責務

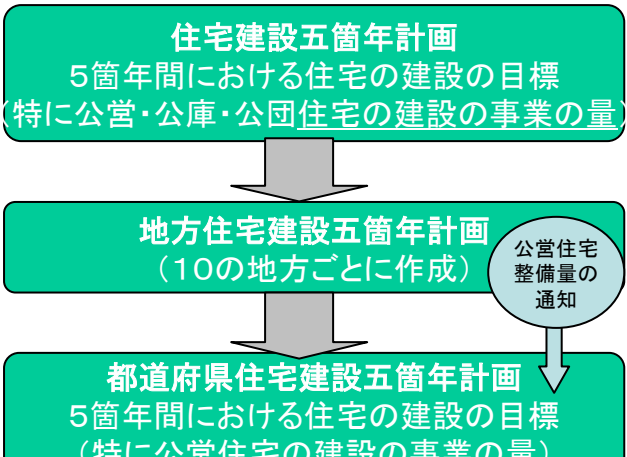
- ・国、地方公共団体・・・住生活安定向上施策の策定・実施。国民の理解の増進
- ・事業者・・・住宅の安全性等の確保。正確かつ適切な住宅情報の提供。
- ・居住者・・・住生活の安定向上の促進のため相互に連携協力。

基本的施策

基本的施策 国・地方公共団体は住生活安定向上の促進のため必要な施策を講ずる。

- ・安全・安心で良質な住宅ストック・良好な居住環境の形成
- ・住宅の取引の適正化、流通の円滑化のための住宅市場の環境整備
- ・公営住宅の供給等住宅困窮者に対する住宅セーフティネットの構築

計画



住生活基本計画〔10年程度先を見通して目標を定め、おおむね5年ごとに見直し〕
 住生活の安定の確保及び向上の促進に関するアウトカム目標の設定。
 (耐震化率、バリアフリー化率、省エネ化率、住宅性能表示実施率など)

